

きりしま



商工会議所会員数(2月1日現在)

総会員数 1,335 事業所

個人企業 585 事業所

法人企業 750 事業所

市の人口と世帯(2月1日現在)

総人口 124,840 人

男 60,300 人

女 64,540 人

世帯数 61,883 戸

主な内容

- ◆営業時間短縮のご協力をお願いします… P3
- ◆事業復活支援金……………P4～5



Kirishima
Chamber of commerce
and Industry

霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号

TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662

URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

霧島商工会議所 年始会開催

令和4年1月7日(金)18時からホテル京セラ地下二階天雅の間にて、例年の霧島新春賀詞懇談会から規模を縮小(四分の一程度)し開催しました。

当日は、会議所役員議員、来賓、117名にご参加いただき、コロナウイルス感染防止の観点からホテル京セラの感染対策を遵守し、盛会に終了しました。



中重市長あいざつ



鎌田会頭あいざつ



懇談会の様子

令和3年度「鹿児島県ビジネスプラン大賞」 株式会社無垢が受賞

「鹿児島県ビジネスプランコンテスト」は、県内で起業予定の方や中小企業事業者を対象に優れた新規ビジネスプランを有する方を表彰し、ビジネスプランをブラッシュアップすることで、サポート企業や投資家などとのマッチングの機会を創出することを目的としております。

この度、当所会員事業所の株式会社無垢(古川 理沙社長)が「産後の女性と離乳期の子どもに特化した、旬の鹿児島食材を使った冷凍ミール事業」で受賞されました。

今後益々の御活躍を御祈念申し上げます。

営業時間短縮のご協力をお願いします

まん延防止等重点措置区域

要請日	令和4年1月19日(水)				令和4年1月25日(火)			
要請期間	1月21日(金)～2月3日(木) → 1月26日(水)				1月27日(木)～2月20日(日)			
要請内容	区分	通常の営業時間	要請内容		区分	通常の営業時間	要請内容	
			営業時間	酒類提供			営業時間	酒類提供
	第三者認証店以外の店舗	20時を超える	5時～20時まで	不可	第三者認証店以外の店舗	20時を超える	5時～20時まで	不可
	第三者認証店	21時を超える (※①又は②を選択)	① 5時～21時まで ② 通常営業	可	第三者認証店	20時を超える (～21時以前) 21時を超える (※①又は②を選択)	5時～20時まで ① 5時～20時まで ② 5時～21時まで	不可 可
協力金の対象	時短要請の時点(令和4年1月19日)で、 ・営業継続中(営業実態あり)であり、 ・食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※デリバリー・テイクアウト等を除く				時短要請の時点(令和4年1月25日)で、 ・営業継続中(営業実態あり)であり、 ・食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。 ※デリバリー・テイクアウト等を除く			
	計14-6日間の全てに協力いただいた事業者				計25日間の全てに協力いただいた事業者			
協力金	第三者認証店以外の店舗(20時までの時短/酒類提供不可)				第三者認証店以外の店舗(20時までの時短/酒類提供不可)			
	<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 15万円～45万円				<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 62.5万円～187.5万円			
	2021年又は2020年の1月の1日当たりの売上高		1日当たりの協力金額		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高		1日当たりの協力金額	
	8万3,333円以下		2万5,000円		8万3,333円以下		2万5,000円	
	8万3,333円～25万円		2021年又は2020年の1月の1日当たりの売上高×0.3		8万3,333円～25万円		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高×0.3	
	25万円		7万5,000円		25万円		7万5,000円	
	<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限120万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(6日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方。				<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限500万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(25日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方。			
					第三者認証店(20時までの時短/酒類提供不可)			
					<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 75万円～250万円			
			2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高		1日当たりの協力金額	
			7万5,000円以下		7万5,000円以下		3万円	
			7万5,000円～25万円		7万5,000円～25万円		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高×0.4	
			25万円		25万円		10万円	
	<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限500万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(25日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」				<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限500万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(25日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」			
第三者認証店(21時までの時短/酒類提供可)				第三者認証店(21時までの時短/酒類提供可)				
<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 15万円～45万円				<中小企業(売上高方式)> 1店舗当たり 62.5万円～187.5万円				
		2021年又は2020年の1月の1日当たりの売上高		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高		1日当たりの協力金額		
		8万3,333円以下		8万3,333円以下		2万5,000円		
		8万3,333円～25万円		8万3,333円～25万円		2021年又は2020年の1月+2月の1日当たりの売上高×0.3		
		25万円		25万円		7万5,000円		
<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限120万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(6日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方。				<大企業(売上高減少額方式)> ※中小企業も選択可 1店舗当たり 上限500万円 ※1日当たりの協力金額(①売上高減少額/日×0.4)×要請期間(25日間) ※ただし、①の上限は「20万円/日」又は、「前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い方。				
申請期間	1月27日(木)～4月6日(水)				2月21日(月)～5月2日(月)			
申請方法	郵送 (郵送先) 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 (簡易書留またはレターパック) 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局宛 時短要請協力金申請書 在中							

協力金に関する
お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
電話 099-295-0286 受付時間 9:00～17:00(平日)

詳細は、県のホームページでもお知らせしています。

鹿児島県 時短要請協力金

検索

事業復活支援金

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高
と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少**した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 基準期間※1の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要！ 提出書類が少ない！
過去の申請情報を活用可能！

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化！ 提出書類が少ない！

▶ 詳細は左ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

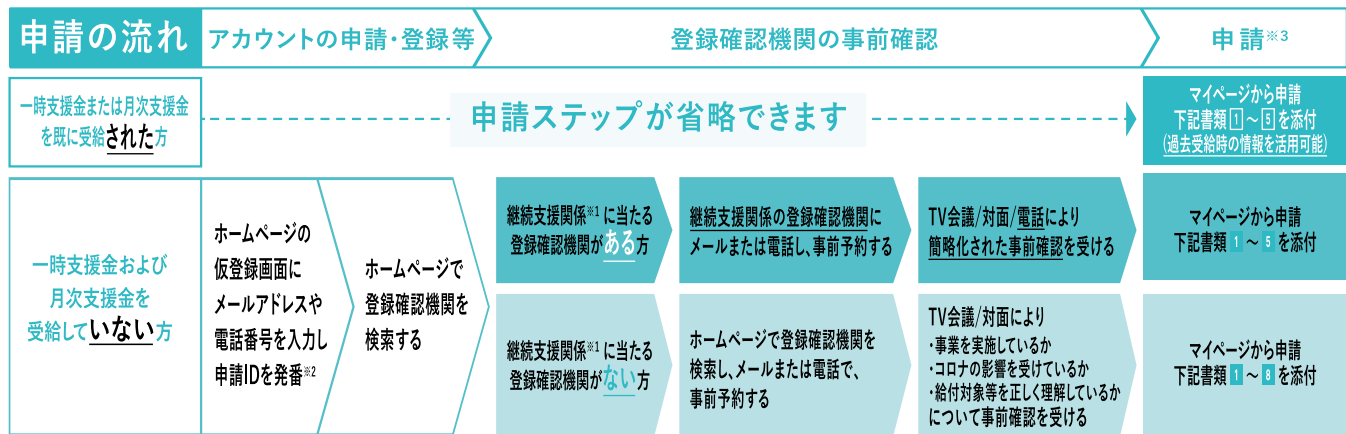
新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

- 売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。
- 要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。





「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。
① 法律に基づき特別に設置された機関(商工会、商工会議所等)の会員・組合員、
② 法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③ 金融機関の事業性投融資先、④ 登録確認機関の反復継続した支援先。
※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。)
※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類 ※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)

法人 個人

履歴事項全部証明書 運転免許証 マイナンバーカード 【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 収受日印の付いた2019年(度)、2020年(度)及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え

法人 個人

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、
③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

3 対象月の売上台帳等

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。
※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関に任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳
(通帳のおモ子面と通帳を開いた1・2ページ)

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書

※ホームページからダウンロードできます。

6 基準月の売上台帳等

7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

8 基準月の売上に係る通帳等
(取引が確認できるページ)

※⑥・⑦については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存書類 2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる

帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140
(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページでも活用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00**
(土日・祝日含む全日)

ホームページ

事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

お子さまの教育資金を



Government Educational Loans

国の教育ローン

《日本政策金融公庫》がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり **350万円以内**

【金利】 **年1.65%** 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯収入200万円（所得122万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万（所得346万円）以内の方」は年1.25%（令和3年11月1日現在）

【ご返済期間】 **15年以内**

※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯収入200万円（所得122万円）以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万（所得346万円）以内の方」は18年以内

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（公財）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

ご相談・お問い合わせは

教育ローンコールセンター

ハロー コール



0570-008656

【受付時間】 月～金 9:00～21:00 / 土 9:00～17:00

※日曜日・祝日・12/31～1/3 はご利用いただけません。

※ナビダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5321-8656 におかけください。

国の教育ローン
WEB サイト



【個人事業者の皆さま】 所得税等の確定申告について 新型コロナウイルス感染症の影響により 申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようにしました。

（注1）具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です（申請書の提出は不要）。

（注2）申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。

令和3年分確定申告納付期限・振替日（延長申請事業者は除く）

区 分	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税
納期限	令和4年3月15日（火）	令和4年3月31日（木）
振替納付日	令和4年4月21日（木）	令和4年4月26日（火）

臨時総会・新年会

令和4年1月12日に一天張にて第一回臨時総会と新年会を開催しました。

臨時総会では第1号議案で令和4年度の役員選出が可決され、中村会長が次年度も会長を続投となり、また役員には若き部員も加わりました。

第2号議案で令和3年度青年部補正予算の件も無事、可決となりました。

新年会では、新型コロナウイルス感染対策を行いながら部員同士の親睦を含め、今年の抱負などを話す場となり盛り上がりしました。



新入部員紹介

今田 廉弥 さん(29歳)

『株式会社 SB ホールディングス かごしま焼肉ホルモンすだく』店舗マネージャーとして活動させていただいています。

【明日も美味しい焼肉を】のコンセプトのもと手軽に美味しい焼肉を提供させていただいております。



事業所紹介

『かごしま焼肉ホルモン すだく
霧島国分本店』

鹿児島県霧島市国分中央3-38-25-8
TEL : 050-5890-2707

霧島商工会議所青年部

部員求む!

ホームページより申込書をダウンロードできます! 詳しくはメールまたはお電話にてお問い合わせください。
web: <http://kirishima-yeg.com/> mail: info@kirishima-yeg.com/

ホームページ
QRコード



霧島商工会議所青年部では「人づくり・街づくり」を合言葉に様々な活動をしています。
活動を通じて、多くの方々と出会い、
世代を超えて熱い交流をしていきましょう。
さあ、あなたも一緒に「人づくり・街づくり」を目指しましょう!

入部資格

- ★霧島商工会議所の会員企業で40歳までの方。
- ★経営者・後継者および企業の方。
- ★事業所の代表者または後継者以外の方は、勤務先の代表者の推薦も必要です。

霧島商工会議所青年部

TEL:0995-45-0313 FAX:0995-45-5662

支援施策活用事業者紹介

当社も活用しました！

〈商 号〉株式会社 グラディール 代表取締役 西 博庸

〈所在地〉霧島市国分府中町 28 番 12 号

〈業 種〉自動車販売業

〈活用した施策〉 1. ビジネス展開支援事業補助金（一般型）
2. 事業継続力強化計画認定
3. 経営力向上計画認定
4. 地域中核事業者経営発展支援事業補助金



当社は、平成 30 年創業で輸入車両の中古車販売、高級国産車の新車、中古車販売、車検、一般整備などを主体に営業しています。以前から独立を考えてきたこともあり、好きな車を扱う仕事をしたいと独立しました。

商工会議所さんとのご縁は、かねてから取引しているメインバンクの支店長さんのご紹介でした。思い切って創業したもの、公的な支援制度については無頓着であったこともあり、支店長さんから「商工会議所さんに相談してみたら」と勧められ、相談したことがきっかけでした。

開業して 3 年目を迎える中、「お客様に喜ばれる車を売る」ことだけを考えてきましたが、ちょうど次の事業展開をぼんやりと考えていました。考えていたことを前田所長に相談したところ、「補助金を活用してやってみたら」と提案されました。同業者の話の中で、補助金の話は聞いたことがあったものの、自分の会社は関係ないと勝手に解釈していたような気がします。コロナが広がり売上にも微妙に影響が出てくる中、設備投資については躊躇する気持ちもありましたが、「お手伝いするから」と勧められ補助金が活用できれば負担も減るので思い切って設備を入れることにしました。

事業計画書をはじめとした申請書類の書き方から、必要書類まで丁寧に指導していただき、無事に採択されました。その後も、様々な制度や支援策について情報を提供していただきました。応募した補助金の中で残念ながら不採択になったものがありましたが、自分の会社の経営を考えていく中では、とても勉強になったと思っています。

おかげさまで、2つの市・県の補助金が活用できたばかりでなく、2つの国の制度認定を受けることができました。今回の取り組みは、今後、自分が会社を経営していくのに大きな転機になったと思っています。これからは、自分なりに情報収集力を高めて会社が更に発展できるように前向きに取り組んでいきたいと思っています。

ご縁をいただいた関係機関の皆様にとっても感謝しています。紙面をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。



【商工会議所経営支援レポート】

中小企業相談所総括監兼所長 前田 義朗

平素から懇意にしている金融機関の支店長から紹介があり、サポートさせていただきました。会計事務所勤務の経験もあり、係数面には明るい社長であったため計画書の重要性などについても理解を深めていただいたと考えています。次の事業展開に向けた計画もあり、微力ながら引き続きお手伝いできればと思います。益々発展していただき霧島市経済の活性化にご協力いただきますようお願い申し上げます。